

「**嚴重警戒**」での感染防止対策について（令和4年10月5日更新）

「嚴重警戒」での基本的な感染防止対策が求められております。安城市の公民館施設については、以下のとおりとさせていただきますので、ご利用の皆様のご協力をお願いします。

《対象期間》

令和4年10月1日（火）～当面の間

《利用人数》

「大声なし」の活動は、50%を超えて利用できる場合があります。ただし、常時マスクを着用するなどの条件があります。

《飲食の自粛》

館内での飲食は、ご遠慮ください。

《利用者が行う感染防止対策》

- 入場者の感染防止のための整理・誘導
- 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- 手指消毒設備の徹底
- 利用する場所の消毒
- 入場者に対するマスクの着用その他感染防止に関する措置の周知
- 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
- 施設の換気
- アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

《その他》

※感染防止対策徹底のため、利用される皆様へご協力いただく事項を随時見直しております。施設の利用目的・方法によっては、見直し後の事項にご協力いただくことがあります。

※管楽器、笛、尺八、吹矢目的での施設利用時は、フェイスシールドの着用やパネルの設置など、飛沫防止対策を徹底してください。

※合唱、詩吟、演劇等の声を発することを主とする活動では、特に感染防止対策の徹底（参加者全員の原則マスク着用を含む）をしてください。

※その他詳細等は利用予定の施設にお問い合わせください。